

介護職員等による喀痰吸引等 (たんの吸引等)

よくある質問



提出先・お問い合わせ先

【1・2号】大分県福祉保健部高齢者福祉課 介護保険推進班
☎ 097-506-2696

【3号】大分県福祉保健部障害福祉課 自立・療育支援班
☎ 097-506-2749

大分県HP： [たん吸引](#) [キーワードを入れる](#)

目次



1.	登録事業者に関すること	1
2.	認定特定行為業務従事者に関すること	3
3.	登録喀痰吸引等事業者に関すること・介護福祉士に関すること	4
4.	たん吸引等研修に関すること	5
5.	経過措置に関すること	6
6.	リハ職に関すること	6

介護職員等による喀痰吸引等についてのよくある質問



1 登録事業者に関すること

	質問	回答
1	どのような施設・事業所が事業者登録の対象になるのか	<対象となる施設・事業所等の例> ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等) ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等) ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等) ・特別支援学校 ※医療機関は対象外です。
2	通所介護と有料老人ホームが併設されている場合、各々で事業者登録が必要か	事業所の指定単位ごとに事業者登録が必要です。
3	「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」の違いは何か	認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定証」という。)を持った介護職員等にたん吸引等の業務をさせる事業所を、「登録特定行為事業者」といいます。 実地研修を修了した介護福祉士(※)にたん吸引等の業務をさせる事業所は、「登録喀痰吸引等事業者」といいます。 ※介護福祉士登録証に実施可能なたん吸引等の行為を付記された介護福祉士に限りります。
4	「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」の登録基準は異なるのか	登録喀痰吸引等事業者は、たんの吸引等行為を行なわせようとする介護福祉士(医療的ケアを修了していることが必要)が実地研修を修了していない場合には実地研修を行なうよう定められています。このため、登録基準には、「介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること」が含まれており、この点が登録特定行為事業者とは異なります。 介護福祉士の実地研修にあたっては、指導看護師を確保するとともに、賠償すべき事態があった場合のために必ず損害賠償保険に加入するようにしてください。
5	同一の従事者が複数の登録事業所に勤務する場合、それぞれの事業所で従事者氏名の登録が必要か	事業所毎に登録が必要です。 それぞれの事業所の登録従事者名簿に当該従事者の氏名を記載してください。
6	不特定多数の者対象の場合と特定の者対象の場合で登録特定行為事業者の登録を区別する必要はあるのか	担当課が異なるため、区別が必要です。 不特定多数の者対象(第1号・第2号研修)の場合は大分県高齢者福祉課に、特定の者対象(第3号研修)の場合は大分県障害福祉課にそれぞれ申請手続きを行って下さい。
7	たんの吸引等を看護職員が行う場合でも、事業者登録及び事業所での研修は必要か	看護職員のみが行為を実施する場合は、事業者登録の必要はありません。 ただし、看護師資格を持つ者が介護職員としてたんの吸引等を行う場合は、 登録特定行為事業者としての登録が必要です。 当該介護職員の氏名を従事者名簿に記載し、看護師免許証のコピーを添付してください。 また、事業所内で行うたん吸引等の研修には参加してください。 ※登録研修機関でのたん吸引等研修の受講や認定証の交付申請は不要です。
8	第2号研修修了の認定証所持者が新たに研修を受講し、第1号研修修了の認定証所持者に変わった。その場合、「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(第1号様式の2)の変更は必要か	「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(第1号様式の2)の「修了研修課程」、「修了した実地研修の種別」、「修了年月日」等の情報を変更する必要があります。「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書」(第3号様式の2)に従事者名簿と認定証のコピーを添付のうえ、大分県高齢者福祉課に提出してください。
9	介護職員が、たん吸引等研修を修了した。この後の手続きはどうしたらよいか	①「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書」(第1号・第2号研修修了者は第4号様式、第3号研修修了者は第4号様式の2)により、職員の認定証の交付申請をしてください。 ②認定証を取得後、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(第1号様式)により、事業所の登録申請を行ってください。 ※同時申請も可能です。

10	新たに雇用した介護職員が、事業所が未登録の特定行為の認定証を持っている場合、手続きはどうしたらよいか	事業所が未登録の特定行為を当該職員に業務として行なわせようとする場合は、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)追加登録申請書」(第3号様式)により行為の追加登録の申請をしてください。この際、行為の追加により変更が生じる書類を「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(第1号様式の4)に記載のうえ添付してください。
11	訪問看護指示書の有効期間は6ヶ月となっているが、介護職員等喀痰吸引等指示書の有効期間は同じく6ヶ月か	医師の指示書は、指示の内容に変更がある際にはその都度、又は利用者の状態等に変化等がなく指示の内容が変わらない場合であっても6ヶ月毎に管理者から医師に発行を依頼する必要があります。
12	介護職員によるたんの吸引等の実施に係る説明書及び同意書は、当初事業所と利用者にて取り交わしているが、6ヶ月毎に更新及び利用者宅にコピーを渡す必要があるか	医師の指示書の更新の都度、実施計画書を改めて作成し、利用者への説明のうえ同意を取得する必要があります。
13	訪問介護事業所の場合、安全委員会はどのようにすればよいか	訪問の場合、利用者ごとに医師や訪問看護師等の関係者が異なるため、個別の協議を要する案件については利用者ごとの対応が求められます。サービス担当者会議のような定期的に開催される既存の委員会において満たすべき構成員等が確保されており、たんの吸引等の安全確保体制について協議することが可能な場合、これを代替として活用することも可能です。 なお、委員会の運営方法については予め「業務方法書」や「安全委員会運営要綱」等を作成し、その内容に基づく運営を行なってください。
14	訪問系事業所は、たんの吸引等の備品の管理は訪問看護師や家族が行っているので、事業者登録の際には、備品の一覧は提出しなくてよいのか。	訪問系事業所の場合は必ずしも事業所にて備品を所持・管理しておく必要はありません。登録申請時は様式のひな形の添付で構いません。実際の業務では、備品一覧には利用者の備品の設置場所や衛生面を考慮した管理方法を記載するようにしてください。

2 認定特定行為業務従事者に関すること

	質問	回答
1	実地研修を修了すれば利用者に行為を実施してもいいのか	認定証のない介護職員等によるたん吸引等の行為は違法です。研修修了後、県に認定申請をし、認定証の交付を受ける必要があります。また、この職員が所属する施設・事業所が登録特定行為事業者として県に登録をしている必要があります。
2	重度障害者の利用者が対象であっても、利用者の同意があれば第1号研修・第2号研修の認定をもつ介護職員が行為を実施することは可能か	可能です。ただし、事前に利用者の個別性について医療関係者等と情報共有のうえ演習を行なう等、安全体制の整備を確実に行なってください。
3	第3号研修の研修修了者が新たな特定の者を担当する場合はどうすればいいのか	第3号の基本研修は受講済みなので免除されます。 新たな対象者に対応した実地研修を受講し、研修修了後に認定証の交付申請を行ってください。
4	姓が変わった場合の手続きはどうすればいいか	「認定特定行為業務従事者認定証変更届書」（第7号様式）「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（第8号様式）に、認定証（原本）と変更内容のわかる書類を添付して提出してください。 ・改姓：発行から6ヶ月以内の戸籍抄本（原本）または身分証明書の写し ・住所変更：発行から6ヶ月以内の住民票の写し（原本）または身分証明書の写し
5	勤め先の事業所の所在地が住所地とは別の都道府県にある場合、認定証の交付申請を事業所の所在地の都道府県で行なうことは可能か	申請者の住所地の都道府県への申請が基本となりますが、住所地以外の都道府県に申請することも可能です。 ただし、氏名・住所の変更や行為の追加等の手続きは認定証の交付をした都道府県で行なう必要があることに留意してください。
6	大分県から他の都道府県に転出した場合、引き続き介護職員として、たん吸引等の行為を行ってもよいか	認定証は認定を受けた都道府県以外でも有効です。 ただし、氏名・住所の変更や行為の追加等の手続きは認定証の交付をした都道府県で行なう必要があることに留意してください。
7	介護職員等が退職した場合、辞退届は必要か	認定はあくまで職員個人の資格ですので、辞退届の提出は任意です。特定の者を対象とした認定においては、退職により将来的にも対象の利用者に行為を実施する見込みがない場合などで職員の辞退の意向があれば辞退届を提出してください。 なお、特定の者である利用者の死亡等により行為を行うことがなくなった認定については、辞退届を提出してください。

3 登録喀痰吸引等事業者に関すること・介護福祉士に関すること

	質問	回答
1	介護福祉士は研修を受けなくてもたん吸引等の行為をしても良いか	介護福祉士の国家資格においてたん吸引等を実施するには、実地研修を修了し、介護福祉士登録証に実施できる行為の付記を受けている必要があります。また、所属する施設・事業所が県に登録喀痰吸引等事業者の登録をしている必要があります。
2	登録特定行為事業者に従事する介護福祉士はたん吸引等の行為を行えるのか	当該介護福祉士が認定特定行為業務従事者として県から認定を受けている場合は、登録特定行為事業者においてたん吸引等を行うことに問題はありません。なお、介護福祉士登録証にたん吸引等行為を付記された介護福祉士の場合は、所属事業所が登録喀痰吸引等事業者でなければなりません。
3	介護福祉士がいれば登録喀痰吸引等事業者の登録ができるのか	介護福祉士登録証にたん吸引等行為の付記を完了した介護福祉士がいる場合は、事業所が実地研修の体制整備等の要件を満たせば、この介護福祉士の資格証明により登録喀痰吸引等事業者として登録申請ができます。 ※登録喀痰吸引等事業者では、介護福祉士のみがたん吸引等の行為を行えます。登録特定行為事業者とは異なり、介護職員の看護師資格に基づく事業者登録や行為の実施はできません。
4	介護福祉士の実地研修について	自事業所で介護福祉士への実地研修を実施するには、以下の要件を満たしている必要があります。 ①就労事業所が大分県に「登録喀痰吸引等事業者」として登録をしている ②指導看護師により実地研修の指導と評価を受けられる体制がある ③実地研修を受ける介護福祉士が基本研修もしくは医療的ケアを修了していることを研修修了証、実務者研修修了証、卒業証明書等の書面で確認できる ④当該事業所にたん吸引等の行為が必要な利用者がいる また、上記に加え、実地研修中の事故に備えて事業所が損害賠償保険に加入しておくことも重要です。
5	登録喀痰吸引等事業者で実地研修を行う場合、将来を見越して、利用者がいない行為を行うことはできるか	利用者がいなければ、実地研修の研修実施に係る同意書を得る事が出来ないので、 利用者のいない行為の実地研修は不可です。
6	登録喀痰吸引等事業者が実地研修を修了していない介護福祉士に実地研修を実施する際に、基本研修又は医療的ケアを修了していることの確認は必要か	実地研修実施の前提として、当該介護福祉士が医療的ケア又は基本研修を修了している必要があるため、登録喀痰吸引等事業者は実務者研修修了証や卒業証明書等で当該介護福祉士が要件を満たしていることを事前に確認してください。

4 たん吸引等研修に関するこ

質問	回答
1 第1号研修と第2号研修の違いについて	第1号研修と第2号研修はともに不特定多数の者に対してたん吸引等の行為を行えるようとするもので、50時間の基本研修があります。第1号研修はたん吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)と経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)の5行為全てについて実地研修を行いますが、第2号研修は任意の1~4行為についてのみ実地研修を行うという違いがあります。
2 第1号研修・第2号研修と第3号研修の違いについて	第1号研修・第2号研修は不特定多数の者に対してたん吸引等の行為を実施できるようにするものです。これに対して第3号研修は特定の者に対して必要な行為のみを実施できるようにするものであり、基本研修の内容も異なります。
3 どのような場合に「第3号研修(特定の者対象)」を選択できるのか	特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものです。具体的には、以下のような障害等が考えられます。(これらに限定されるものではありません) 例: ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)又はこれに類似する神経・筋疾患 ・筋ジストロフィー ・高位頸髄損傷 ・遷延性意識障害 ・重症心身障害 等 なお、人工呼吸器装着者を対象とする場合は機器の取扱いを含め個別性が特に高いことから、大分県では第3号研修を必須としています。
4 人工呼吸器装着者のたんの吸引等を行いたい場合は、どの研修を受けければよいか	特定の者対象の第3号研修を受講してください。
5 第1号研修、第2号研修の基本研修を受講したが、実地研修前に訪問介護事業所に異動になった。第3号研修の実地研修をすることで、第3号の研修修了とならないか	第1号研修・第2号研修と第3号研修は、法律上別のものと定められています。第3号研修の実地研修を行うのであれば、基本研修も第3号研修のものを受講する必要があります。
6 指導看護師になるにはどうしたらいいか	不特定の者対象(第1号研修・第2号研修及び介護福祉士)の実地研修の場合は、登録研修機関が行う医療的ケア教員養成研修を受講してください。 特定の者対象(第3号研修)の実地研修の場合は、大分県障害福祉課に自己学習の申込をしてください。 いずれの場合も医師、保健師、助産師又は正看護師として5年以上の実務経験を有していることが必要です。
7 不特定の者対象の指導看護師研修を修了したが、第3号研修の実地研修の指導を行うことができるか	不特定の者対象の指導看護師が第3号研修の実地研修の指導・評価を行うことは可能です。しかし、特定の者対象の指導看護師が第1号研修・第2号研修の指導・評価を行うことはできません。
8 経管栄養の研修は、実際に使用する栄養剤のみ(半固体もしくは液体等)の研修を受ければよいか	大分県では滴下の実地研修は必修であり、半固体のみでの研修修了は認められないため、滴下と半固体の両方で実地研修を行なってください。半固体の栄養剤のみを利用する事業所においても水分補給等の形で滴下の実地研修を行うようにしてください。
9 経管栄養チューブ経由の投薬はできるか	投薬は医行為であるため、認められません。 平成17年7月26日医政発第072005号通知により介護職員に認められた行為に「一包化された内服薬の内服の介助」がありますが、経管栄養チューブ経由の場合は、介助ではなく直接的な投薬となります。
10 気管カニューレを装着せず穴だけ空いているカニューレフリーの対象者に気管カニューレ内部の喀痰吸引として実地研修を行えるか	介護職員等は気管カニューレ内部の吸引しかできません。このため、気管カニューレの装着がない場合の行為は不可です。
11 介護職員によるカファシストの使用は可能か	カファシストの使用は医行為であるため、介護職員等による取扱は不可です。

5 経過措置に関するここと

	質問	回答
1	特養の経過措置による認定証を持っている場合、経管栄養経由の水分補給をおこなうことができるか	経過措置による認定証では、チューブの接続および注入開始が認められていないため、看護職員がいない場合の単独での行為はできません。
2	特養において、経過措置対象者として認定を受けたが、障害者支援施設に異動し、口腔内吸引を実施する必要が生じた場合の手続きについて また、訪問介護事業所に異動し、口腔内吸引を実施する場合はどうか	認定は介護職員個人に対するものであり、認定された行為を行う限りにおいては事業種別を問うものではないため、障害者施設や訪問介護事業所等においても経過措置での認定は有効です。
3	今後も、事業所内で研修を行えば、特養の経過措置による認定を受けることができるか	特養の経過措置による認定証の申請は、平成25年2月28日をもって終了しました。
4	特養において、経過措置対象者として認定を受けたが、新たに鼻腔内吸引を実施する必要が生じた場合の手続きについて	鼻腔内のたん吸引は特養における経過措置として認められていないので、登録研修機関が実施する基本研修(第1号研修又は第2号研修)を受講し、修了後に認定を受ける必要があります。
5	現在、特養の経過措置による認定書を持っているが、第1号(又は第2号)研修受講の際は50時間すべての講習を受講しなければいけないか	50時間すべての講義の受講が必要です。 ただし、実地研修は口腔内のたん吸引のみ免除可能です。
6	特養の経過措置による認定証所持者が新たに第1号(又は第2号)研修を修了した場合の手続きについて	①「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書」(第4号様式)により、申請をしてください。 ②同時に、「認定特定行為業務従事者認定証交付辞退届出書」(第11号様式)を提出し、特養の経過措置による認定証を返納してください。

6 リハ職に関するここと

	質問	回答
1	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「リハ職」という。)、臨床工学技士はたんの吸引等ができるか	平成22年4月30日医政発0430第1号「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士はその資格によりたんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)が行われるようになりました。ただし、医師の指示があること及び医療(医師や看護師との連携)が構築されていることが条件です。 また、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養については実施することができません。 なお、リハ職のみが行為を行う施設・事業所については登録特定行為事業者になる必要がなく、「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」の提出についても不要です。